

生活保護基準の引下げを違法とした最高裁判所の判決
に関する意見書（案）

本年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、平成25年から3年間にわたり行われた最大10%（年平均6.5%）、総額670億円の生活扶助基準の引下げについて違法性を認め、減額処分を取り消す判決を言い渡した。一連の訴訟の原告からは、「一日対応が遅れれば、それだけ命が脅かされると認識してほしい」と早期の対応を求める声が上がっている。

ところが、判決から3か月以上が経過したにもかかわらず、国は、生活保護費（以下「保護費」という。）の引下げ分を補償するどころか、違法とされた当時の判断について謝罪すら行っていない。

平成25年から既に12年が経過しており、違法に保護費を引き下げられた生活保護制度の利用者（以下「利用者」という。）の中には既に亡くなった人も少なくない。一刻も早い被害の回復と、このような違法行為を二度と繰り返さないための対応が求められている。

さらに、生活保護基準は、生活保護制度以外にも数多くの制度の給付水準や給付対象などに影響する。今回の生活保護基準の引下げによる他の制度への影響により、不利益を受けた人の被害の回復も必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 保護費の引下げの影響を受けた全ての利用者に対し、直ちに謝罪するとともに、引下げ分の補償を速やかに行うこと。
- 2 違法とされた生活扶助基準の改定に至る過程について、裁判の原告、弁護団及び利用者の参加の下で検証を行うこと。
- 3 生活保護基準の引下げによる他の制度への影響について調査し、不利益を受けた人に対し、遡って被害の回復を行うこと。
- 4 利用者へのバッシングに対する反論を行うとともに、生活保護制度の利用は権利であることを積極的に広報すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て